「苫小牧市認定特産品」認定審査要綱

(目的)

第1条 苫小牧市にゆかりがあり、本市の特産品として認められる飲食物と判断できるものを 「苫小 牧市特産品」と認定し、広くPRして、地場産業の育成及び活性化させることを目的とする。

(特産品対象品)

- 第2条 特産品の対象品は次の全ての事項に該当するものとする。
 - (1) 苫小牧市において生産、製造又は加工が行われるもの、若しくは苫小牧市で生産されたものを原料に含むもの
 - (2) 完成品又は半製品で、自社製品であるもの
 - (3) 既に店頭やインターネットで販売されており、一定の実績があると認められるもの
 - (4) 苫小牧市の地場の資源を活かし、苫小牧を PR するものとしてふさわしいと認めるもの

(申請)

- 第3条 申請手続きは次のとおりとする。
 - (1)申 請 苫小牧市特産品申請書(様式1号)に、必要事項を記入し、提出のこと。
 - (2)申請数量 申請できる商品数は1社3品目までとする。
 - (3) 更新申請 既に特産品として認定を受けているものについては、苫小牧市特産品申請書(様式1 号)と、更新商品申請書(様式2号)を提出すること。
 - (4)新規申請 苫小牧市特産品申請書(様式1号)と新規商品申請書(様式3号)を提出すること。
 - (5) 申込期限 各年度においてこれを定める。

(申請書の記載要領)

- 第4条 申請書の記載要領は次のとおりとする。
 - (1)ひとつの商品で容器形態、原料、量目等が異なるときは、その品目ごとに記入すること。
 - (2) 同一原料・形態であって、大・中・小または詰め合わせ数が異なる場合は、その品目ごとに 記入すること。

(認定審査会の運営)

- 第5条 認定審査会は次により構成し、審査運営する。
 - (1)審査会の委員数は、(一社) 苫小牧観光協会及び関係団体で構成し、10名以内とする。
 - (2)審査会の事務を処理するため、事務局を苫小牧市産業経済部産業振興室観光振興課内に設置する。
 - (3)提出された申請書により、認定資格の適否を決定する。
 - (4)前号のうち、新規商品の申請については、審査会当日に申請者からの商品紹介及び試飲・試食等を行うことができる。

(審査結果の通知)

第6条 特産品の申請結果については次のとおりとする。

認定資格の適否を審査し、その結果を通知するものとし、認定された特産品は苫小牧市発行のパンフレットに掲載し広くPRするものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成13年12月28日から実施する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成24年12月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和5年11月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和6年11月25日から実施する。

附則 この要綱は、令和7年10月17日から実施する。